原判決を破棄する。 被告人を懲役三月に処する。

ただし、この裁判確定の日より二年間右刑の執行を猶予する。 理 由

本件控訴の趣意は、検察官が提出した東京地方検察庁検事河井信太郎作成名義の 控訴趣意書記載のとおりであり、これに対する答弁は、弁護人杉本昌純及び同木内 俊夫が連名で提出した答弁書記載のとおりであるから、いずれもこれを引用する。 そして、検察官の右控訴趣意に対し次のとおり判断する。

よつて検討するに、東京都公安委員会が昭和二五年七月東京都条例四四号集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例(以下単に都条例と略称する。)に基づいて本件集団行動を許可するにあたり付した条件のなかに、交通秩序維持に関する事項の2として「だ行進、うず巻き行進、ことさらなかけ足行進、おそ足行進、停滞、すわり込みあるいは先行てい団との併進、追越しまたはいわゆるフランス・デモ等交通秩序をみだす行為をしないこと。」という一項目があつたことは、証拠上明らかであるから、問題の所在に従い、「ことさらなかけ足行進」と「停滞」とに分けてさらに検討することとする。

第一 「ことさらなかけ足行進」について

所論は、かけ足とは通常の歩行ないしは速歩に対する観念であつて、両足が双方同時に地面から離れる状態を伴い飛躍ないしは浮動した状態で前進する態勢を何し、正当な理由がないのにこれをわざとする以上は、その進行速度の遅速のが、け足が両足が双方同時に地面から離れる状態を伴う前進態勢であることはいるとしても、一般人の常識的観念としては発達であることにないることとの中間の速度を有する進行方法として理解されていることをの呼ばれていることには問題がないわけではないが、いば速にするによっても本件における許可条件の解釈の問題としても、それが交通秩序維持のにあるとして付せられている条件であることにかんがみ、交通秩序維持のために見して付せられている条件であることにかんがみ、交通秩序維持のために見しても、を必要とするような態様のものに限られなければならないことは、もろんである。

は、かりに一応指揮者の指示に従つてなされる場合を想定しても、デモ隊自身の問 題としても転倒する者が出ること等の危険発生の可能性をはらんでいるばかりでな く、歩車道の区別のない道路を進行する場合においては通行中の人及び車両の双方 に対し、歩車道の区別のある道路の車道を進行する場合においては車両に対し、 れぞれデモ隊の進行に対処するための特別な配慮を要求し、接触その他の対応困難 な状況を招来する可能性を内蔵することは、容易に考えられることであり、その他交通秩序をより以上にみだす行動に発展する契機となることも考えられることであるから、交通秩序を維持するためにそのような進行方法をとらないことを条件とするから、交通秩序を維持するためにそのような進行方法をとらないことを条件とする。 ることは、都内の道路の交通事情を前提とする限り、その必要及び合理的理由のあるものといわなければならない。都条例三条一項は、「公安委員会は、前条の規定 による申請があつたときは、集会、集団行進又は集団示威運動の実施が公共の安寧 を保持する上に直接危険を及ぼすと明らかに認められる場合の外は、これを許可し なければならない」としたうえ、その但し書において「次の各号に関し必要な条件をつけることができる。」としているのであるから、許可するにあたりこれに付せられる条件が集団行動の意義を空しくしてしまうようなものであつてはならないことは、もちろんであるが、本件で問題になつているのは集団示威運動であり、かけ足行進がこれの不可欠の要素ないしはこれをより効果的にするものであるというのであればとまれて、政治、経済、労働等一学の問題についても思す。 であればともかく、政治、経済、労働等一定の問題について主張を同じくする多数 の者がこれに接する者に影響を及ぼすことを目的として気勢、威力を示しながらそ の見解、意思を示して行動することにその本質があるものとすれば、一定の順路を 短時間に通過してしまうかけ足行進の如きものは、これをしながら気勢を挙げることによつて人に奇異感を抱かせその注意を惹くことはあつても、一定の見解、意思を真剣に他人にうつたえるための手段、方法としては、むしろそれをうつたえる機会を自ら抛棄するに等しいともいうことができるものであつて、これを禁止したか らといつて集団示威運動の本質を失わせるものではないのであるから、交通秩序を 維持するためにそのような行動に出ないことを条件とすることは、前記三条一項本 文との関係においても、これを許されないというべき理由はないのである。

〈要旨第一〉かけ足行進は、それが、両足が双方同時に地面から離れる状態を伴い飛躍ないしは浮動した状況で進行する〈/要旨第一〉態勢のうち、走ることよりは遅いが通常の歩行等よりはある程度速い速度をもつてある程度に長い距離を進行するものである以上は、本件許可条件にいわゆる「かけ足行進」にあたり、これを必要とする正当な事由がないのにわざとする以上は「ことさらなかけ足行進」にあたるというべきである。

そして、原審及び当審において取り調べた証拠によれば、本件の集団示威運動 は、A公園の西北隅の入口から公園の西側道路に出て通称日の出通りまで南進し (その間約二〇〇メートル)、右日の出通りにおいて左折してこれを産業道路まで 東進し(その間約二〇〇メートル)、産業道路においてさらに左折してこれを北進 京浜急行電鉄穴守線大鳥居駅横の踏切を越えて右折して羽田国際空港に通ずる 通称羽田街道に入り、これを東進してF株式会社付近まで行つたところで(この間 警視庁機動隊の規制を受けるに至つたのであるが、右進路の 約八〇〇メートル) うち、通称日の出通りを東進している間及び産業道路を北進して大鳥居駅横の踏切 の手前で停止するまでの間は、概ね、両足が双方同時に地面から離れる状態を伴い 身体を浮動させながら前進する態勢をとつていたには違いないが、右はこきざみな かけ足行進とでも形容すべき前進態勢であつて、その進行速度は、私服の警察官等がやや大股にではあるが、通常の歩行をしながらデモ隊の数メートル前方を先行す ることを妨げない程度のものであつたと認められるが、A公園を出てから右公園西 側の道路を南進して日の出通りに出るまでの間約二〇〇メートル及び産業道路上大 鳥居駅横の踏切の手前で停止していた後さらに発進して右踏切を越え右折して羽田 街道に入りF前附近に至るまでの間約一五〇メートルに亘つて、それぞれ通常の歩行等よりも相当に速い速度のかけ足行進をしたことは、原判決としてもこれを肯定 するところであつて、その事実のあつたことを認めることができるのであり、これが警察側放送車の再三に亘る警告を無視してあえてなされたことも、証拠上明らか であるから、日の出通りを東進しはじめてから産業道路上踏切手前の停止地点に至 るまでの間の行進は別として、A公園西側の道路を南進していた間の行進及び産業 道路上踏切手前の停止地点からさらに発進し、踏切を渡り、羽田街道上をF前付近 に至る間の行進は、本件許可条件にいわゆる「ことさらなかけ是行進」にあたると いうべきである。

そして、デモ隊が右にいう「ことさらなかけ足行進」をした場合、被告人、E、

その他の学生が、デモ隊の列外に位置し、前向きあるいは後ろ向きとなり、先頭隊 伍にいる者が横に構えて所持する竹竿を掴んで引張り、笛を吹くなどして、これを 指揮したことは、証拠上明らかな事実である。

第二 「停滞」について

原審及び当審において取り調べた証拠によれば、本件デモ隊は、日の出通りを東 進し、左折して産業道路に入り、これを北進しはじめるや間もなく、約三〇列の、三梯団が並進する状況になつて、対向二車線の内側一車線をも占拠する程度にまで対向車線上にはみ出し、第一において説明したとおりのこきざみなかけ足行進ともいうべき前進方法を続けて北進したが、デモ隊の先頭が大鳥居駅横の踏切手前左側にあるHサービスステーションの近くに達した時、その先頭に位置していた被告人がデモ隊に正対して両手を高く挙げて振るような動作をしてデモ隊を停止させた 後、Eが一隊員の肩車に乗つて隊員に対し、「機動隊が向うに待つているが、実力 をもつて機動隊をはねのけてでもG外相訪韓を阻止しよう。」という趣旨の演説を し、右演説が終るや、さらに、Eの「ワツショイ」というかけ声とともに相当に速 いかけ足行進の態勢に移り、そのまま踏切を渡つて右折し羽田街道に進入して行つたこと、デモ隊がHサービスステーションの近くで停止した後再度発進するまでの 時間、すなわち、停止を続けた時間は約一分間であり、少なくとも、デモ隊に後続 して産業道路を北進する車両がその間停滞することを余儀なくされたこと、当時大 鳥居駅横の踏切には遮断機は降りておらず、デモ隊の列がみだれてこれを整理しなければならないというような特別の情況もなく、デモ隊が同所において停止しなければならない特段の理由のなかつたことを認めることができる。 原判決は、この 点について、「その規制を相当ならしめる根拠からいつても、停滞にはデモ行進に 通常付随することのある隊列の停止を含まないのはもちろん、デモ行進途中に発生 した四囲の状況の変化に対処し、統制あるデモ行進を継続する必要上、やむなく短 時間停止する場合をも違法視する合理的な根拠はないから、このような場合におけ る停止もまた停滞に該当しないものと解しなければならない、要するに、本件許可 条件にいう停滞とは、時間的にも幾分長いことさらな停止を意味するものと解すべ きである。」としたうえ、本件における停止は、「わずか一分間位でやむを得ない事由がないのにこれをしたという事情も認められないのであるから、これを停滞にあたるということはできない。」とするが、停滞が停止とは異なる観念であり、本件許〈要旨第二〉可条件が停滞を交通秩序をみだす行為としてとくに禁止している理 由等に照らして考えれば、本件許可条件に</要旨第二>いう「停滞」とは、これを必 要とする正当な事由がないのに、それによつて道路の交通秩序をみだすおそれのあ る情況下においてする、時間的にも幾分長い停止状態の継続というのが相当である から、原判決がこれを時間的にも幾分長いことさらな停止り意であるとすること自体は、相当であるというべきであるが、本件における約一分間の停止がこれにあたらないとした点は、首肯できないものといわなければならない。なんとなれば、本 件における約一分間の停止は、先に認定したとおりの経過、条件下に行なわれたものであつて、これを要するに、被告人及びEらの指揮者が、右前方の羽田街道方面 に警視庁機動隊が待機しているのを認めたので、当時当該の場所において停止しな ければならない交通上の事情は全くなかつたのに、でき得べくんば機動隊の規制を 排除して羽田空港方面に進出する意図の下に、隊員に呼びかけてこれを激励鼓舞 し、態勢を新たにして前進すべく、ことさらにデモ隊を停止させて、Eがこれに呼びかけ、その演説が終るまで停止を継続させたと認定すべきものであり、約一分間という時間も、当該産業道路の一般的交通事情並びに検察官が指摘するとおり、都 内の交差点における信号機の赤、青の信号表示が数十秒の間隔をもつて交替するこ とを通例としていることに照らし、交通秩序をみだすおそれのないことが明らかな 程度に短時間のものとは到底いい難く、むしろそのおそれの十分にある時間という ことができるのであるから、原判決が、先に摘示したとおりの理由により、本件に おける約一分間の停止が許可条件にいう「停滞」にあたらないとしたことは、事実 を誤認したものといわなければならない。

而して、右の停滞が被告人及びEらの指揮によることは、前述のところによつて 明白である。 第三 弁護人らは、その答弁において、

- グロージ 都条例が集会、集団行進及び集団示威運動について事前の許可制をとつ ていることは、憲法二一条の規定に違反する、
- (二) 都条例三条一項但書が、許可する際の条件付与の基準について規定することなく、その一号ないし五号において公安委員会が裁量によつて条件付与をすることができるとしていることは、不許可処分をしたと同様な結果を招くものである

から、同じく審法二一条に違反する、 (三) 都条例五条のうち。=冬-都条例五条のうち、三条一項但書の規定による条件に違反して行なわれ た集団行動の主催者、指導者または煽動者を処罰する規定は、法律の規定していな い事項について、地方公共団体の一執行機関であるに過ぎない公安委員会に対し 犯罪構成要件の具体的内容を補充することを広範囲、無制約に再委任している白地 刑罰法規である点において、地方自治法一四条五項に違反し、ひいては憲法二 条、三一条、七三条六号にも違反する、

すなわち、都条例三条一項但書及び五条の各規定は憲法に違反する無効な規定で あるから、これを本件に適用して被告人を処罰することは許されないということに

帰する主張をしているが、この見解は、当裁判所の採らないところである。 第四 果して然らば、原判決は、「ことさらなかけ足行進」の点については、 令の解釈、適用を誤つた結果、罪となるべきものを罪にならないとした違法のある ものであり、「停滞」の点については、事実を誤認した結果、同じく罪となるべき ものを罪にならないとしたものであり、右はいずれも判決に影響を及ぼすことが明 らかであるから、論旨第一及び第二はいずれもその理由があり、原判決は破棄を免 れない。

よつて、刑事訴訟法三九七条一項、三八〇条、三八二条によつて原判決を破棄 し、同法四〇〇条但書に従い当裁判所が自らさらに判決する。

(罪となるべき事実)

東京都B連合は、外務大臣Gが日韓条約批准書交換のため日本政府代表として羽 田国際空港から韓国訪問の途につくことが予定されていた昭和四〇年一二月一七 日、東京都大田区ab丁目c番地所在のA公園において、学生約六〇〇名を集め、 「日韓条約批准書交換阻止全都学生緊急行動」と称する集会を午前九時四〇分ころ 開催し、これに参加した学生約六〇〇名は、右集会終了後、午前一〇時ころから一 〇時一六分ころまでの間、前記公園から通称日の出通り及び産業道路を経て大田区 d町 e 番地 C 製作所 D 工場前に至るまでの間の道路上において集団示威運動、すな わち、デモ行進をしたが、右デモ行進については、東京都公安委員会より、交通秩 序維持に関する事項として、行進隊形は五列縦隊、一てい団の人員はおおむね二五 〇名とし、各てい団間の距離はおおむね一てい団の長さとすること、だ行進、うず 巻き行進、ことさらなかけ足行進、おそ足行進、停滞等交通秩序をみだす行為をし ないこと等の条件が付せられていた。

被告人は、右集会及びデモ行進に参加し、集会及びデモ行進の全体について副指 揮者というべき立場にあつたものであるが、デモ行進に参加した学生約六〇〇名 が、デモ行進の途中、午前一〇時ころから一〇時二分ころまでの間公園西側の道路上約二〇〇メートルの距離に亘つて及び同一〇時一〇分ころから一〇時一三分ころ までの間ab丁目fのgHIサービスステーション前付近からhi丁目jのkF株 式会社前付近に至るまでの間の道路上約一五〇メートルの距離に亘つて、それぞれ 前記許可の条件に反してことさらなかけ足行進をした際及び午前一〇時九分ころから一〇時一〇分ころまでの間前記 I サービスステーション前付近の道路上において同じく前記許可の条件に反して停滞をした際、E、Jら約一〇名の学生と共謀のう え、右の者らないしは被告人が終始デモ隊の先頭列外にいて、前向きあるいは後ろ向きとなり、先頭隊伍が横に構えて所持する竹竿を掴んで引張り、笛を吹き、かけ声をかけ、手を挙げて振るなどして、右ことさらなかけ足行進並びに停滞を指揮し、もつて、右許可の条件に違反した集団示威運動を指導したものである。

(証拠の標目) 省略

(法令の適用)

被告人の判示所為は刑法六〇条、昭和二五年七月東京都条例四四号、集会、集団 行進及び集団示威運動に関する条例五条、三条一項但し書に該当するので、所定刑 中懲役刑を選択し、その刑期範囲内において被告人を懲役三月に処し、 刑法二五条一項を適用してこの裁判確定の日から二年間その執行を猶予することと し、原審及び当審における訴訟費用は、刑事訴訟法一八一条一項但書を適用して被告人にその負担をさせないことと定め、主文のとおり判決する。 (裁判長判事 江里口清雄 判事 上野敏 判事補 稲田輝明)